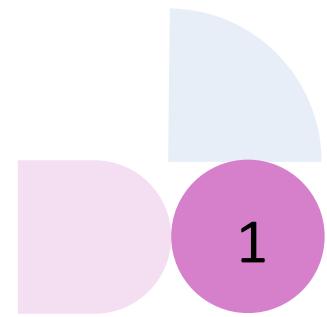
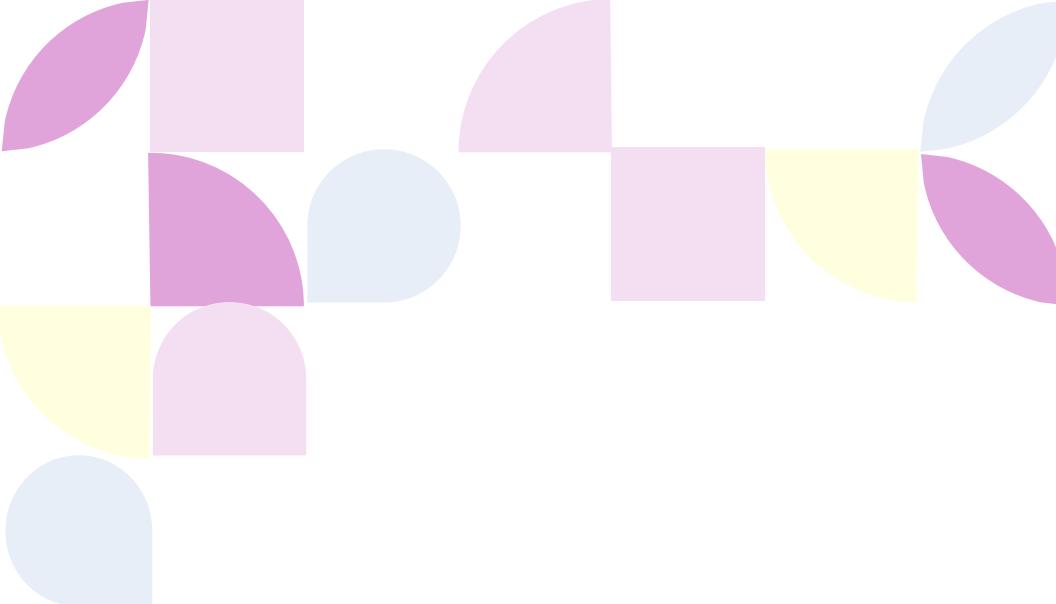




【参考資料4】

各対象施設に関する資料





(1) 図書館

区立図書館とは

○区立図書館について

- ・生涯学習に必要な資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動を支援する社会教育機関です。
- ・蔵書の貸出のほか、レファレンス（調査・相談）による区民の課題解決に応えるサービスや、講演会などの事業を通じて、利用者の活動意欲を高める役割を担っています。

○区内の配置について

- ・徒歩圏内で図書館サービスが受けられるようにするため、7つの地域に2館ずつ図書館を整備することとしており、現在13館で運営しています。また、図書館の利用者サービスを補完する施設として、3か所の図書サービスコーナーと1か所のふれあい図書室を設置しています。

区立図書館サービス基本方針

○「杉並区立図書館の将来像」

・図書館を取り巻く状況が大きく変化する中、区民のニーズを的確に反映し、図書館サービスの向上を図るため「図書館から広がる知と対話」をキヤツチフレーズとして、概ね10年後を見据えた「杉並区立図書館の将来像」を描いています。

また、3つの視点として「学びの場」、「知の共同体」、「楽しい交流空間」を掲げ、それぞれの「将来像」と「取組の方向性」を示しています。

「杉並区立図書館の将来像」（概ね10年後）

○人生100年時代を自分らしく生きるための「学びの場」となっています。

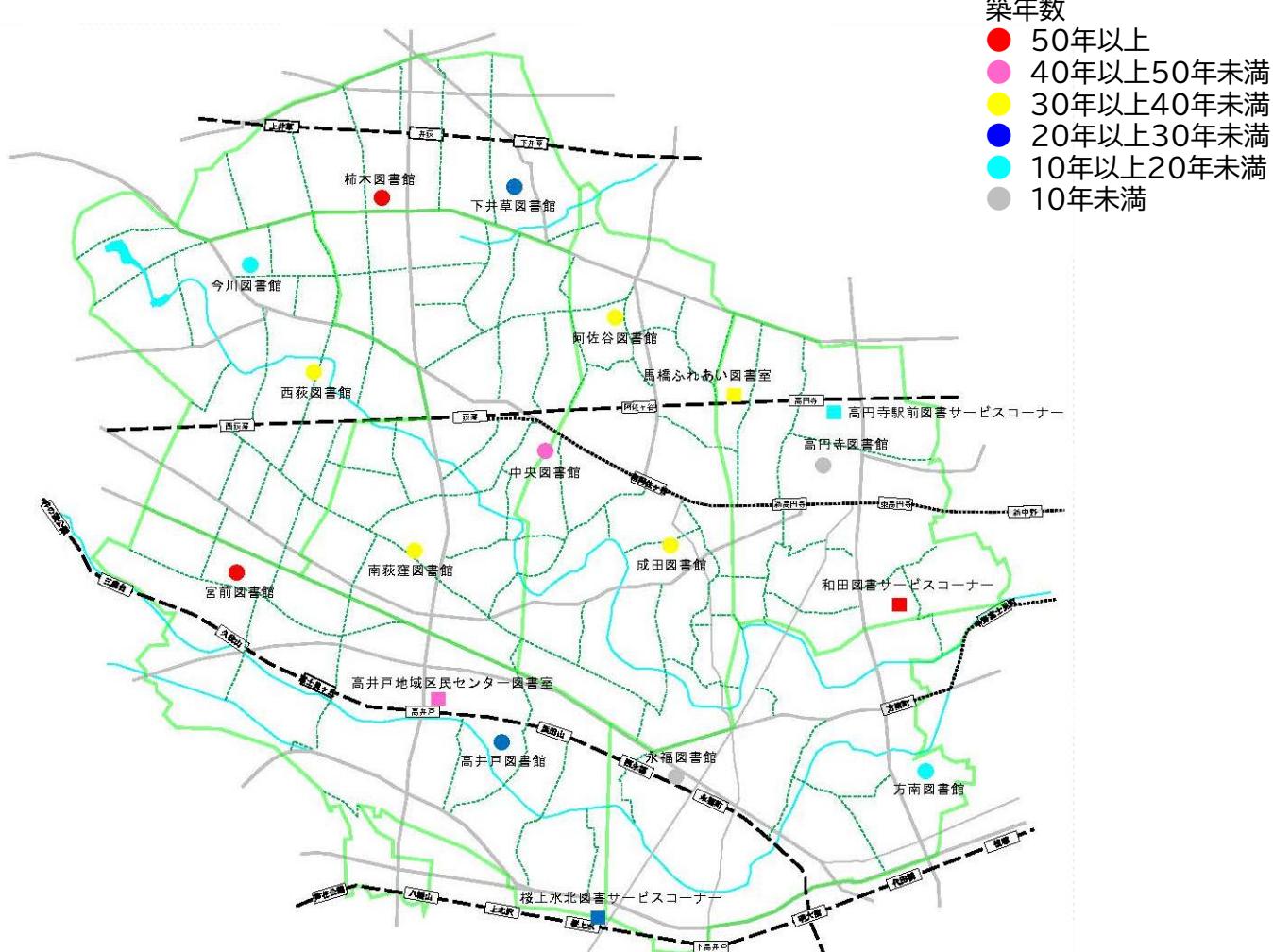
○地域の情報拠点、ネットワークの拠点として整備され、地域の人々が集い、学び、活躍する「知の共同体」となっています。

○家庭や学校・職場と並ぶ「第三の場（サードプレイス）」となり、

そこから図書館に集う人々の「楽しい交流空間」が生まれ、「知」と「対話」が広がっていきます。

区立図書館(全体配置図)

令和7年(2025年)4月時点

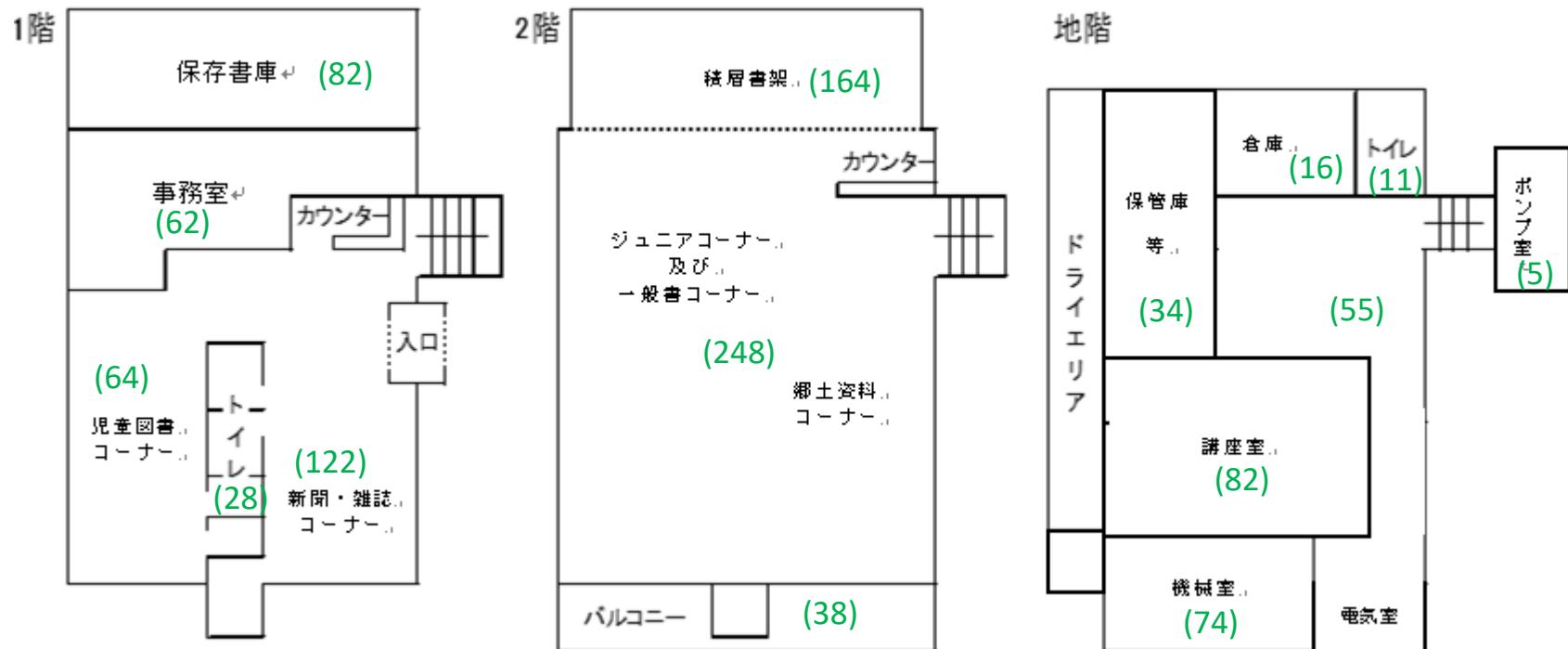


凡例

- 図書館
- 図書サービスコーナー等

柿木図書館の平面図

※平面図内カッコ内の数字は床面積 (m^2)



【施設概要】

- 開設年月日：昭和40年（1965年）8月1日（築60年）
- 建物：鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階
- 延床面積：建物全体1,162 m^2
- 敷地面積：1,658 m^2



(2) 保育園

今後の区立保育園のあり方

|これまでの取組

杉並区では、平成30年度に待機児童ゼロを実現しました。ただし、「待機児童」は、認可保育所・認可外保育所のいずれにも在籍していない児童を指すもので、平成30年時点では希望する全員を認可保育所で受け入れることは出来ませんでした。

平成30年度から令和5年度までは、認可外保育所の認可化移行を進め、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境整備に努めてまいりました。

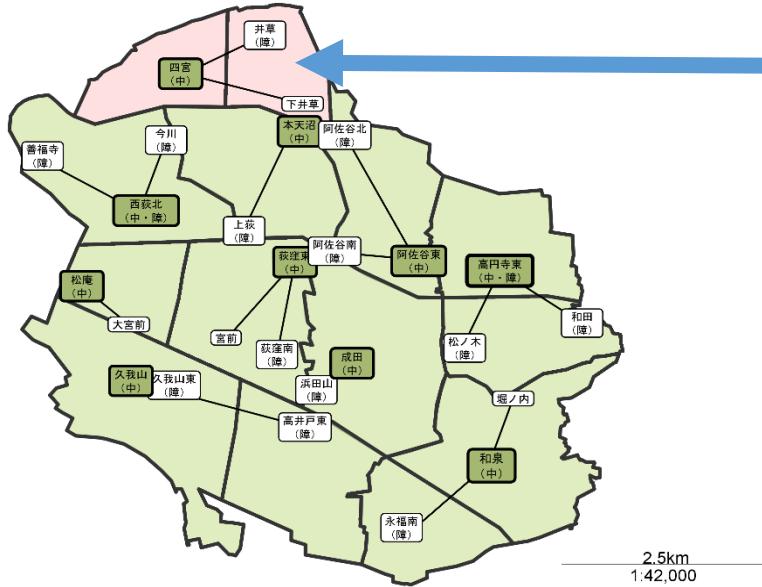
| 今後の区立保育園の役割

区立保育園は、以下の4つの役割を担っていきます。

1. 区内保育施設の保育の質の向上
(中核園事業の実施体制の強化)
2. 在宅子育て家庭に対する支援
(こども誰でも通園制度の実施園の拡大)
3. 多様な支援ニーズへの対応
(訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受け入れ)
4. 緊急時のセーフティーネット
(発災後や不測の事態等における保育提供体制の整備)

地域の保育需要と区立園を維持する必要性

| 地域の概略図



| 地域の保育需要

年度	定員	児童数	割合
令和4年度	1,383人	1,224人	88.5%
令和5年度	1,383人	1,226人	88.6%
令和6年度	1,383人	1,251人	90.5%

| 地域の保育施設数(令和7年度)

認可保育所16施設(うち区立3施設)
地域型保育事業所2施設

| 区立園を維持する必要性

- 私立園を含む地域の保育園の支援的立場を担っている
- 増加傾向にある障害児や医療的ケア児の受け入れ先としての役割がある
(区は昭和49年に杉並区障害児保育運営要綱を定め、現在まで障害児の受け入れの経験が蓄積されている)
- 今後は支援型短期保育(虐待や育児放棄などの疑いがある児童の受け入れ)を行っていく
- 少子化の進展の一方で共働き世帯数は増加している
- 将来的な保育需要の縮小により私立保育園の事業撤退が生じた場合の受け入れ先を確保する必要がある

保育園の改築にともなう延床面積の増加

保育園を現在の定員を維持しつつ改築する場合、延床面積は増加する。

必要諸室面積平均

最近改築した新設保育施設(6園)において、面積増となった必要諸室面積の平均は以下となっています。

(バリアフリー法関連諸室)

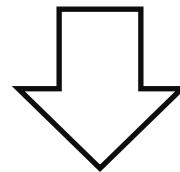
エレベーター 5.48m²
誰でもトイレ 5.50m²
玄関ホール 68.49m²

(障害児保育のための諸室)

特別室等 51.59m²

(職員用諸室)

職員休憩室	18.07m ²
更衣室	16.09m ²
職員用トイレ	6.14m ²



- ・バリアフリー法関連諸室は保育園に限らず、どの公共施設においても面積増の要因となる
- ・面積増となる分は他の部屋を縮小するなどの調整が必要となるが、保育室は国・都により面積の最低基準が定められており、縮小することができない
- ・障害児保育のための諸室や男性更衣室など、ニーズや働き方の変化も増要因となる

保育定員と面積の関係

各歳児の1人あたりの面積基準(m^2)

0歳児室	1歳児室	2歳児室	3歳児室	4歳児室	5歳児室
5.00	3.30	1.98	1.98	1.98	1.98

※東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例・杉並区零歳児保育実施要綱による

四宮保育園の定員と基準面積(m^2)

	0歳児室	1歳児室	2歳児室	3歳児室	4歳児室	5歳児室	合計
定員	0人	13人	14人	16人	16人	16人	75人
基準面積	0.00	42.90	27.72	31.68	31.68	31.68	165.66
在籍	0人	13人	14人	15人	16人	15人	73人

令和7年4月時点

仮に約100 m^2 の面積増を定員の削減で貯う場合

⇒約45人程度の定員減が必要となり、児童の受入れに支障が生じる。
(待機児童が発生してしまう可能性がある)

※地域の保育需要を踏まえると、定員を削減することは困難



(3) ゆうゆう館

杉並区基本構想における将来のビジョン（健康・医療）

みどり豊かな 住まいのみやこ

○杉並区基本構想が掲げる分野ごとの将来像(抜粋)

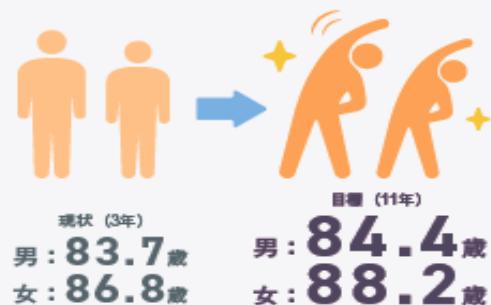
- ・「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
- ・すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

健康・医療

健康長寿社会に向かう中、住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いきいきと安心して健康に暮らし続けられるまちを目指します。



区民の65歳健康寿命*



福祉・地域共生

世代の差や障害の有無などにかかわらず、支援する側と支援される側の関係を超え、全ての人がお互いに認め合いながら共生できる社会づくりを進めます。



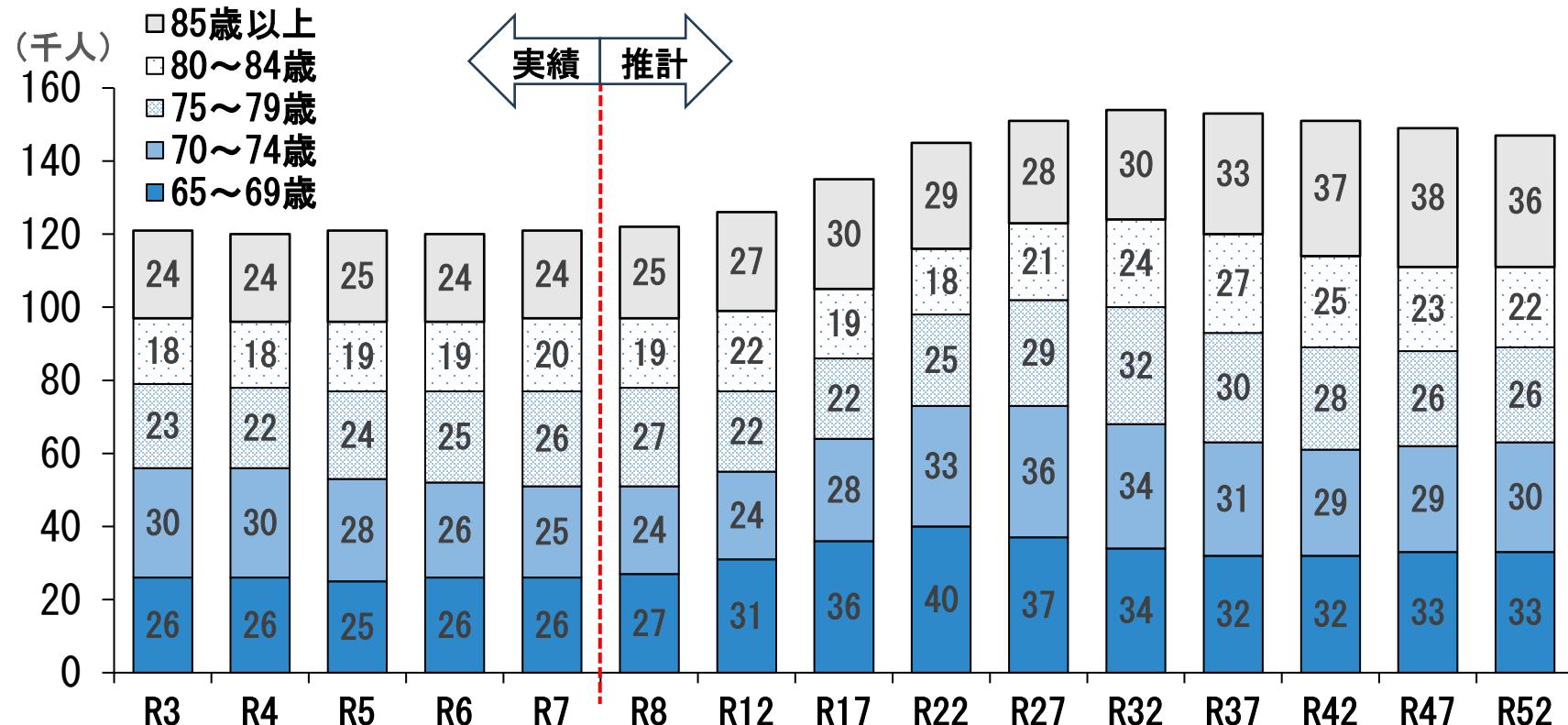
地域活動・
ボランティア活動・
就労している
高齢者の割合



区内の高齢者人口の推移・推計について

○ 区内の高齢者人口は、今後上昇する見込み。

■高齢者人口(年齢5歳階級別)の推移・推計

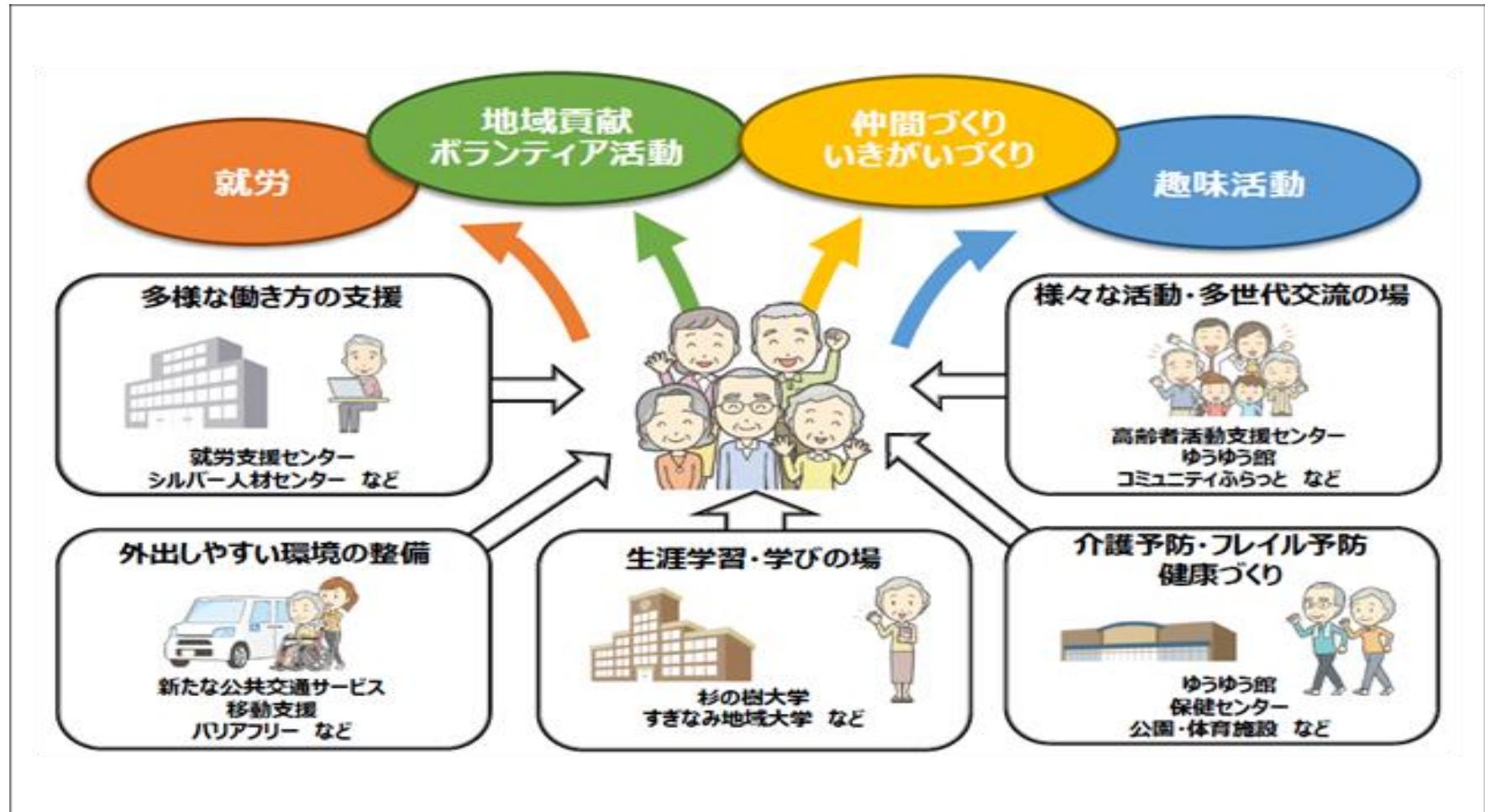


※令和7(2025)年までは1月1日現在の住民基本台帳の実績値、令和8(2026)年以降は推計値

	令和 7 年	令和 5 2 年	増減
総人口	約57.7万人	約49.5万人	約8.2万人減(約85.8%)
高齢者人口	約12.1万人(約20.9%)	約14.7万人(約29.8%)	約2.6万人増(約121.5%)

目指す姿（イメージ）

■多くの元気な高齢者が豊富な知識と経験を生かし、いきいきと活躍する社会（イメージ）



杉並区高齢者施策推進計画

目標

活力ある高齢社会と地域共生のまちの実現

取組方針 1 元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

取組方針 2 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

取組方針 3 支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と家族介護者支援の充実

取組方針 4 地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進

取組方針 5 介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実

■ 目指す姿

- 元気で働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識・経験等を生かしながら、自らの希望やニーズに応じて働き続けています。
- 多くの元気な高齢者が、いきがいを持って、生活を送るとともに地域共生社会づくりの担い手となるなど、いきいきと活躍しています。
- 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に外出したり、活動したりすることができる環境整備が進んでいます。

いきがい活動の支援

ゆうゆう館の運営

ゆうゆう館では、高齢者の「憩い」「健康づくり」「いきがい学び」「ふれあい交流」の場として、協働事業実施団体と連携しながら、団体活動の支援や多世代交流事業を含む多様な協働事業を実施します。

コミュニティふらっとの運営

乳幼児を含む子どもから高齢者までの誰もが身近な地域で気軽に利用できる「コミュニティふらっと」の運営を通して、区民・団体の様々な活動や世代を超えた交流・つながりを支援します。

高齢者活動支援センターの運営

高齢者活動支援センターでは、高齢者の福祉の増進を図るため、各種相談や健康増進、介護予防、教養の向上、レクリエーションに関する事業を実施するほか、いきがい活動の支援や、多世代交流の取組を進めます。

長寿応援ポイント事業の実施

長寿応援ポイント事業を通して、高齢者の地域貢献活動やいきがい活動、健康増進活動等への参加を応援します。

いきいきクラブの活動支援

高齢者の知識及び経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を実践するいきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会に対して、助成金の交付や活動PR、活動場所の確保等の支援を行います。

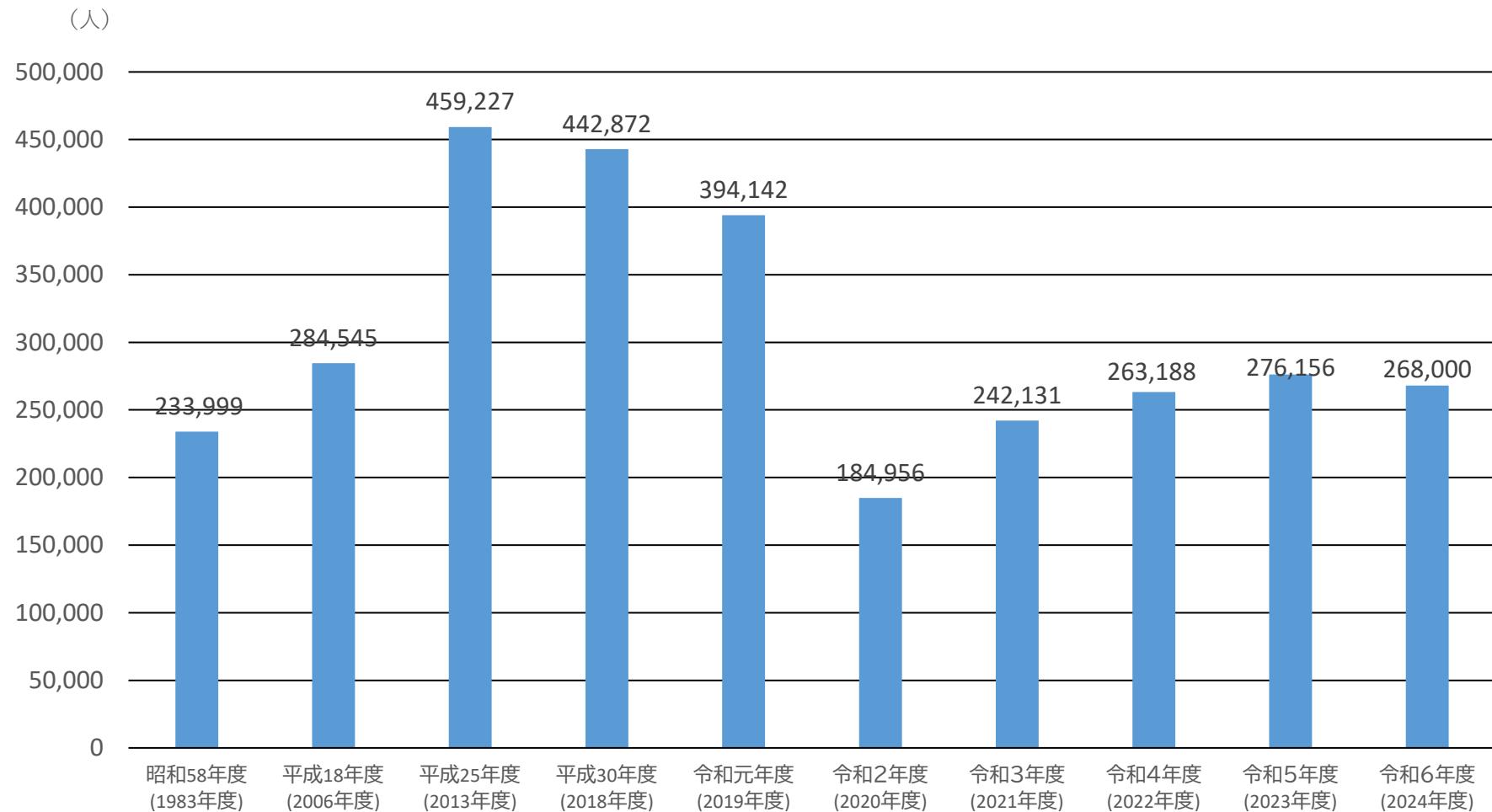
杉の樹大学事業の実施

高齢者の生涯学習・社会参加の支援を目的とし、60歳以上の区民を対象に講座を実施する「杉の樹大学」では、当面の間、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供することを通して、シニア世代にデジタルを通じて新たな体験や出会いが生まれ、社会参加の幅が広がっていくよう支援します。

すぎなみ地域大学の運営

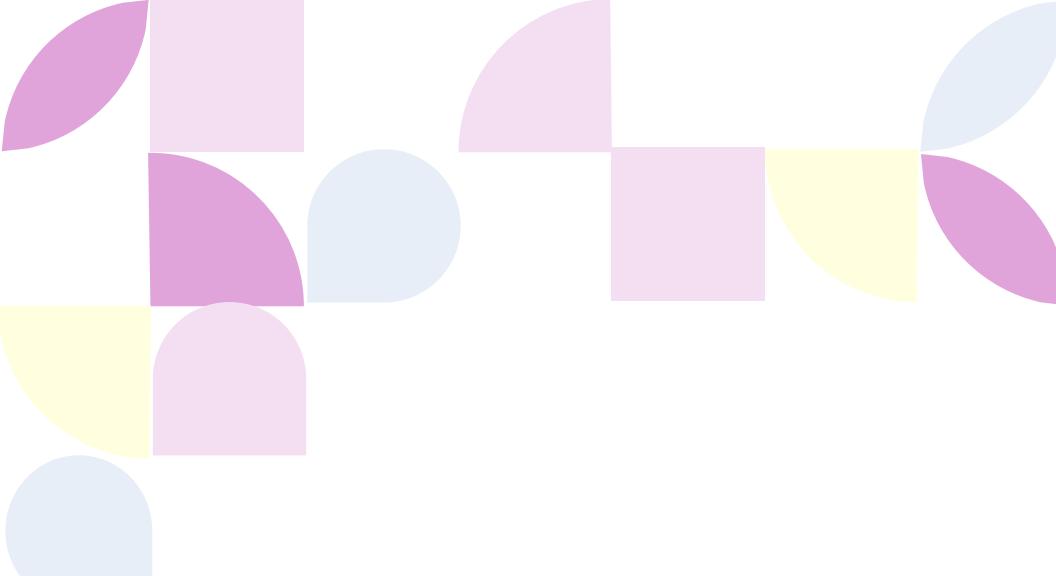
すぎなみ地域大学では、幅広い世代の区民が様々な地域貢献活動の担い手として活躍できるよう、必要な知識・技術を学び、仲間を拡げるための各種講座を開催し、地域活動・ボランティア活動への参加を支援します。

ゆうゆう館の利用人数の推移について



※ 平成18年度(2006年度)に敬老会館からゆうゆう館に名称変更するとともに、通年開館の実施や協働事業を開始。

※ 令和元年度(2019年度)後半及び令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しましたが、近年は回復傾向にあります。



(4) 区民集会所 コミュニティふらっと

四宮区民集会所の現状と課題①

○基本情報

所在 地:上井草2-28-13

敷地面積:615m² 延床面積:299m²

用途地域:建ぺい率 50% (307.5m²)、
容積率 100% (615m²)、最高高さ 10m

築 年 数:40年(昭和59年建築)

※四宮保育園・ゆうゆう四宮館用地と隣接



○施設の経緯

・井草地域において初めて開設した集会施設は、四宮区民集会所です。この施設を拠点に集会施設運営協議会が発足し、活動を開始しました。

・その後、区民の多様な活動ができるよう様々な諸室を設置した地域の拠点となる井草地域区民センターが開設しています。

昭和53年 2月 区が四宮区民集会所用地を取得

昭和59年10月 井草地域集会施設運営協議会発足

昭和60年 4月 四宮区民集会所が開設

平成 5年 8月 井草地域区民センターが開設

四宮区民集会所の現状と課題②

○施設の特徴

- ・井草地域区民センター協議会が実施する隣接の梅林と一体化した「春まつり」が地域に根付いている。
- ・談話コーナーには、フリーWi-Fi・無料充電可能なコンセントを整備。
- ・談話コーナーは小学生の居場所になっている。
- ・巡回安全パトロールステーションとなっている。

○施設の課題

- ・集会室は、一体使用ができず、防音設備等もないため、講座・講演会の開催やダンス・音楽的利用の需要に応じられない。
- ・倉庫が小さく、利用にあわせて会議用机などの物品を収納することができない。
- ・避難経路は出入口とテラスからの一方通行となっている。
- ・路地状敷地であることなどから、今後、同敷地内で集会施設として改築することはできない。
- ・学習コーナーは談話コーナーの一角にあり子どもたちの利用時間帯は他の利用者が落ち着いて利用できない。

集会施設の形態について①

○杉並区内の地域には、2つの類似した集会施設があります。

項目	区民集会所	コミュニティふらっと
設置目的	○区民相互の交流及び活動の拡大を図ることにより、コミュニティの形成を促進するため	○子どもから高齢者までの全ての世代の交流及び活動の場を提供し、並びに多世代の交流に関する事業を実施することにより、身近な地域におけるコミュニティの形成を促進するため
概要	○地域区民センターを補完する地域集会施設で、談話コーナー、集会室や和室等を有しています。 ○梅林を一体使用する「春まつり」を開催しています。 ○井草地域区民センター協議会は、杉並区とパートナーシップ協定を締結し、地域住民の相互交流・活動の拡大を図る事業実施や、運営管理に関し定期的な連絡会への参加と意見を述べることができます。	○ラウンジのほか、集会室や多目的室などを有しています。 ○ゆうゆう館の機能を継承する施設として、一部の貸室では高齢者団体優先利用の時間枠を設けています。 ○多世代交流を促進する仕組みとして、運営事業者が多世代交流事業や自主事業を実施しています。 ○利用者懇談会を開催し、意見を徴取しています。

Ⅰ集会施設の形態について②

項目	区民集会所	コミュニティふらっと
施設数	8か所	8か所
施設面積 (注1)	約408m ² (平均)	約685m ² (平均)
主な諸室 (注1)	談話コーナー、集会室	ラウンジ、集会室、多目的室
運営事業者等の業務	○主に受付案内業務 ○センター協議会が主催する地域に定着した多世代向け交流イベントに参加	○受付案内業務のほか、多世代交流事業やコミュニティ形成に向けた自主事業を実施
経費等 (注2)	収入: 2,563千円 支出: 22,144千円 減価償却費: 2,867千円	収入: 1,795千円 支出: 23,791千円 減価償却費: 8,700千円

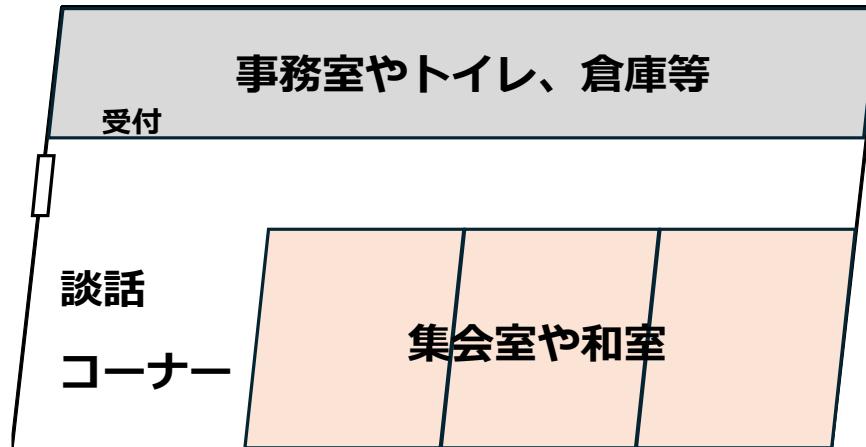
注1:区民集会所の施設面積や諸室は、標準的な施設の状況を示したものであり、多目的室等を整備することもできます。

注2:経費は、令和6年度の1施設当たりの平均値です。コミュニティふらっとについて、支出額が多いのは、管理運営費のほか、多世代交流事業や自主事業の経費を含んでいるためです。

また、収入額が少ないのは、使用料免除(高齢者優先利用、自主事業利用)があるためです。

施設イメージ①

○区民集会所



- ・地域における趣味や文化活動する団体等の場として、集会室や和室などの貸出しや区等が地域向けの行政サービスを提供する場として利用します。
- ・談話コーナーは、憩いや交流の場として子どもから大人までが自由に利用します。
- ・間仕切りを設け、需要に応じて一体使用(広さを調整できる)集会室や多目的ルームを整備した例もあります。
- ・地域区民センター協議会の活動拠点として、お祭りや講座等を実施しています。

施設イメージ②

○コミュニティふらっと



- ・区民集会所と同様に、集会室などの貸室を、地域における趣味や文化活動団体が借りて利用するほか、区が地域向けの行政サービスを提供する場としても利用します。
- ・集会室や多目的室などの貸室のほか、ある程度の広さを持つラウンジを整備します。(基本的に和室は整備しません。)
- ・一部の集会室については、高齢者団体の優先利用時間枠を設けます。(空いた時間枠は一般利用もできます。)
- ・貸室やラウンジ等を活用して、施設運営事業者がイベントや自主事業を展開します。

（参考）コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先利用枠の考え方

「高齢者団体優先枠」とは・・・

- ゆうゆう館を利用してきた団体の新たな活動場所として、一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申し込みができる仕組み。
- 高齢者団体優先枠での利用については、使用料は免除。
- 1団体当たり、月に4回または8枠を超えない範囲で抽選の申し込みができる。
- 抽選後、高齢者団体優先枠で空いている時間枠については、枠数の制限なく先着順で申し込みできる（一般利用者（ホームグラウンド団体）の抽選申し込み開始のタイミングで、空き枠申し込み対象月の高齢者団体優先枠は消滅する）。
- 「高齢者団体優先枠」を設定しない部屋・時間帯も設けることにより、一般利用者とのタイムシェアを図っている。

■高齢者団体優先枠のイメージ

	午前 (9時～12時)	延長	午後1 (13時～15時)	延長	午後2 (16時～18時)	延長	夜間 (19時～21時)
部屋A	優先枠		優先枠		優先枠		優先枠
部屋B	優先枠		優先枠		優先枠		
部屋C							
部屋D							

埋まらなかった枠や高齢者団体優先枠を設定しない枠は、一般利用者の枠になります。

このほか、「高齢者団体優先枠」の申込等は施設の窓口で受け付けることや、半期ごとに抽選申込を行うことなど、ゆうゆう館の運用方法を一部引き継いでいる。